

Papasカード Mamasカード会員規約一部改定のお知らせ

2018年10月28日をもってPapasカードMamasカード会員規約を改定いたしますのでご案内いたします。
主な改定は、新システム移行に伴う改定およびご利用明細書の再発行手数料の新設(会員様のご都合による再発行1回につき500円(税別)負担)、AOYAMAポイント規約になります。
改定内容については下記をご確認ください。

Papasカード Mamasカード会員規約 新旧対照表

改定後	現行
<p>《一般条項》</p> <p>第1条(会員-本人会員・配偶者会員)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 配偶者会員とは、本人会員と生計を共にする配偶者とし、本人会員が、配偶者会員のカード及びカード番号の利用について本規約の適用があることを承認のうえ、本人会員の代理として指定して申し込みをし、当社が適格と認めた方とします。配偶者会員は、本人会員が退会その他の理由で会員資格を喪失したときは、当然に会員資格を喪失するものとします。</p> <p>3. 本人会員は、配偶者会員に対し本規約を遵守させるものとし、配偶者会員のカード及びカード番号の利用その他本規約に基づく一切の債務を自己の債務として当社に責任を負うものとします。また、本人会員は、配偶者会員が本規約を遵守しなかったことによる当社の損害(配偶者会員のカードの管理に関して生じた損害を含む)を賠償するものとします。なお、配偶者会員は、当社が配偶者のカード及びカード番号の利用内容・利用状況等を本人会員に対し通知することを予め承諾するものとします。</p> <p>4. <u>本人会員は、配偶者会員が事由の如何を問わず本条第2項に規定する代理でなくなった場合あるいは代理でないことが判明した場合は、配偶者会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。本人会員は、この申し出以前に前項の責任が消滅したことを、当社に対して主張することはできません。</u></p>	<p>《一般条項》</p> <p>第1条(会員-本人会員・配偶者会員)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 配偶者会員とは、本人会員と生計を共にする配偶者とし、本人会員が、配偶者会員のカード及び会員番号の利用について本規約の適用があることを承諾のうえ、本人会員の代理として指定して申し込みをし、当社が適格と認めた方とします。配偶者会員は、本人会員が退会その他の理由で会員資格を喪失したときは、当然に会員資格を喪失するものとします。</p> <p>3. 本人会員は、配偶者会員に対し本規約を遵守させるものとし、配偶者会員のカード及び会員番号の利用その他本規約に基づく一切の債務を自己の債務として当社に責任を負うものとします。また、本人会員は、配偶者会員が本規約を遵守しなかったことによる当社の損害(配偶者会員のカードの管理に関して生じた損害を含む)を賠償するものとします。なお、配偶者会員は、当社が配偶者のカード及び会員番号の利用内容・利用状況等を本人会員に対し通知することを予め承諾するものとします。</p> <p>(新設)</p>

第2条(カードの発行と管理)

1. 当社は、本人会員、配偶者会員(以下両者を「会員」といいます。)1名につき会員氏名・カード番号・有効期限、セキュリティコード(カード裏面に印字される3桁の数字)等(以下総称して「カード情報」といいます。)を券面に印字した1枚のカードを発行し、貸与します。また、カード番号は当社が指定のうえ、会員が使用できるようにしたものです。但し、本人会員と同一のカードを配偶者会員に発行することはできないものとします。なお、本人会員は、カード発行後も、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、職業、勤務先、取引を行う目的、決済口座等(以下総称して「届出事項」といいます。)の確認(以下「取引時確認」といいます。)手続きを当社が求めた場合にはこれに応じるものとします。
2. (略)
3. カードの所有権は当社に属し、会員は善良なる管理者の注意をもってカード及びカード情報を使用・保管・管理するものとします。なお、当社は、当社が必要と認めたときは、カードを無効化のうえ、カードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができるものとします。
4. (略)
5. 前四項に違反してカード及びカード情報が使用された場合、その利用料金等の支払いは本人会員の責任とします。但し、会員が故意又は過失がなかったことを証明し、当社が認めた場合は、この限りではありません。
6. ~ 8. (略)

第4条(暗証番号)

1. 当社は、本人会員からのお申し出により、カードの暗証番号(4桁の数字)を登録するものとします。但し、下記に該当する場合、当社所定の方法により登録するものとします。
(イ) 本人会員からのお申し出のない場合。
(ロ) (略)

第2条(カードの発行と管理)

1. 当社は、本人会員、配偶者会員(以下両者を「会員」といいます。)1名につき会員氏名・会員番号・有効期限等(以下「カード情報」といいます。)を表面に印字した1枚のカードを発行し、貸与します。但し、本人会員と同一のカードを配偶者会員に発行することはできないものとします。本人会員は、カード発行後も、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、職業、勤務先、取引を行う目的、決済口座等(以下総称して「届出事項」といいます。)の確認(以下「取引時確認」といいます。)手続きを当社が求めた場合にはこれに応じるものとします。
2. (略)
3. カードの所有権は当社に属し、会員は善良なる管理者の注意をもってカード及びカード情報を使用・保管・管理するものとします。
4. (略)
5. 前四項に違反してカード及びカード情報が使用された場合、その利用料金等の支払いは本人会員の責任とします。
6. ~ 8. (略)

第4条(暗証番号)

1. 当社は、会員からのお申し出により、カードの暗証番号(4桁の数字)を登録するものとします。但し、下記に該当する場合、会員は当社所定の方法により登録することをあらかじめ承諾するものとします。
(イ) 会員からのお申し出のない場合。
(ロ) (略)

<p>2. (略)</p> <p>3. <u>会員が、本人会員又は配偶者会員以外に暗証番号を知らせ、又は知られた場合、これによって生じた損害は、本人会員の負担とします。但し、会員が故意又は過失がなかったことを証明し、当社が認めた場合は、この限りではありません。</u></p>	<p>2. (略)</p> <p>3. <u>カード利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、当社に責がある場合を除き、本人会員はそのために生じる一切の債務について支払いの責を負うものとします。</u></p>
<p>第5条(カード利用可能枠)</p> <p>1. 当社は第24条第1項に定めるショッピングサービス及び第32条第1項に定めるキャッシングサービスごとに、カード利用可能枠を設定いたします。会員は未決済利用代金を合算した金額がそれぞれの利用可能枠を超えない範囲でカードを利用することができます。なお、ショッピングサービスの利用代金にはカードによる商品の購入代金、サービスの受領、通信販売・電話予約販売代金、その他当社が提供するすべての商品・サービスの代金及び諸手数料を含みます。ショッピングサービス利用可能枠は、当社が必要と認めた場合には、増枠又は減枠できるものとします。但し、増枠については会員からの異議がある場合は除きます。</p> <p>2. カード1回当たりの利用額は、日本国内の加盟店(以下「国内加盟店」といいます。)では当社が定める金額、日本国外の加盟店(以下「海外加盟店」といい、「国内加盟店」と「海外加盟店」を併せて「加盟店」といいます。)では<u>マスターカード・アジア・パシフィック・PTE・リミテッド</u>(以下「マスター」といいます。)が定める金額までとします。但し、カード利用の際、加盟店を通じて当社の承認を得た場合は、この金額を超えて利用することができます。</p> <p>3. ～ 6. (略)</p>	<p>第5条(カード利用可能枠)</p> <p>1. 当社は第24条第1項に定めるショッピングサービス及び第32条第1項に定めるキャッシングサービスごとに、カード利用可能枠を設定いたします。会員は未決済の<u>ご</u>利用代金を合算した金額がそれぞれの利用可能枠を超えない範囲でカードを利用することができます。なお、ショッピングサービスの<u>ご</u>利用代金にはカードによる商品の購入代金、サービスの受領、通信販売・電話予約販売代金、その他当社が提供するすべての商品・サービスの代金及び諸手数料を含みます。ショッピングサービス利用可能枠は、当社が必要と認めた場合には、増枠又は減枠できるものとします。但し、増枠については会員からの異議がある場合は除きます。</p> <p>2. カード1回当たりの利用額は、日本国内の加盟店(以下「国内加盟店」といいます。)では当社が定める金額、日本国外の加盟店(以下「海外加盟店」といい、「国内加盟店」と「海外加盟店」を併せて「加盟店」といいます。)では<u>マスターカード・インタナショナル・インコーポレイテッド</u>(以下「マスター」といいます。)が定める金額までとします。但し、カード利用の際、加盟店を通じて当社の承認を得た場合は、この金額を超えて利用することができます。</p> <p>3. ～ 6. (略)</p>
<p>第6条(複数枚カード保有における利用可能枠)</p> <p>本人会員が当社の発行する<u>クレジット</u>カードを複数枚保有している場合、<u>当社が定める一部のクレジットカードを除いて各クレジット</u>カード毎に定められた利用可能枠のうち、最も高い額を会員のご利用可能な上限額とします。但し、それぞれの<u>クレジット</u>カードの利用</p>	<p>第6条(複数枚カード保有における利用可能枠)</p> <p>本人会員が当社の発行するカードを複数枚保有している場合、各カード<u>それぞれ</u>に定められた利用可能枠のうち、最も高い額を会員のご利用可能な上限額とします。但し、<u>各カード</u>それぞれの利用可能枠は各カードに定められた額を<u>限度</u>とします。</p>

可能枠は、各クレジットカードに定められた額とします。

第7条(代金決済)

1. 第24条第1項に定めるショッピングサービス及び第32条第1項に定めるキャッシングサービス(包括信用購入あっせんの手数料及び分割払手数料(以下併せて「手数料」といいます。)・利息を含みます。)の利用代金は、原則として毎月10日(以下「締切日」といいます。)に締め切り、当月15日(以下「算定日」といいます。)に算定したものを、翌月5日(金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日とし、以下これを「約定支払日」といいます。)に本人会員が予め指定し、当社が認めた金融機関口座(以下「お支払預金口座」といいます。)から口座振替の方法によりお支払いいただきます。なお、事務上の都合により翌月以降の締切日で処理される場合があります。また、支払方法について別に当社が指定した場合は、その方法に従いお支払いいただきます。
2. 会員の海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ、お支払いいただきます。なお、ショッピング利用分の日本円への換算は、利用代金をマスターの決済センターが処理した時点で適用した交換レートに、当社が定める為替処理等の事務経費として所定の手数料率を加算したレートを適用するものとし、
3. 当社は第1項及び前項に基づく毎月のお支払金額を、お支払月の前月末頃、本人会員が予め届出た送り先にご利用明細書として通知します。本人会員は、ご利用明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならぬものとします。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせ、ご確認は、通知を受けたのち2週間以内に行ってください。この期間内に異議の申し立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容についてご承認いただいたものとみなします。

第7条(代金決済)

1. 第24条第1項に定めるショッピングサービス及び第32条第1項に定めるキャッシングサービス(包括信用購入あっせんの手数料及び分割払手数料(以下併せて「手数料」といいます。)・利息を含みます。)のご利用代金は、原則として毎月10日(以下「締切日」といいます。)に締め切り、翌月5日(金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日とし、以下これを「約定支払日」といいます。)に本人会員が予め指定し、当社が認めた金融機関口座(以下「お支払預金口座」といいます。)から口座振替の方法によりお支払いいただきます。なお、事務上の都合により翌月以降の締切日で処理される場合があります。また、支払方法について別に当社が指定した場合は、その方法に従いお支払いいただきます。
2. 会員の海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ、お支払いいただきます。なお、ショッピング利用分の日本円への換算は、ご利用代金をマスターの決済センターが処理した時点で適用した交換レートに、当社が定める為替処理等の事務経費として所定の手数料率を加算したレートを適用するものとし、
3. 当社は第1項及び前項に基づく毎月のお支払金額を、お支払月の前月末頃、会員が予め届出た送り先にご利用明細書として通知します。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせ、ご確認は、通知を受けたのち2週間以内に行ってください。この期間内に異議の申し立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容についてご承認いただいたものとみなします。但し、お支払いが年会費のみの場合は、ご利用明細書を送付しない場合があります。

<p>す。但し、お支払いが年会費のみの場合は、ご利用明細書を送付しない場合があります。</p> <p>4. お支払預金口座の預金残高不足により、第 1 項の利用代金の支払債務(以下「支払債務」といいます。)の口座振替ができない場合には、当社は、当該金融機関との約定により、約定支払日以降の任意の日において、代金の全部又は一部につき口座振替ができるものとします。但し、当社から別途指定があった場合、本人会員は、その指定する日時・場所・方法により支払うものとします。</p>	<p>4. お支払預金口座の預金残高不足により、第 1 項のご利用代金の支払債務(以下「支払債務」といいます。)の口座振替ができない場合には、当社は、当該金融機関との約定により、約定支払日以降の任意の日において、代金の全部又は一部につき口座振替ができるものとします。但し、当社から別途指定があった場合、本人会員は、その指定する日時・場所・方法により支払うものとします。</p>
<p>第 9 条(費用の負担)</p> <p>1. 本人会員のご都合による第 7 条第 1 項以外の支払方法により発生した入金費用(送金手数料等)、公租公課は、本人会員が負担するものとします。但し、退会した場合でも同様に本人会員が負担するものとします。<u>なお、当社が受領する諸費用は、利息制限法及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。</u></p> <p>2. <u>本人会員のご都合により第 7 条第 3 項に定めるご利用明細書の再発行を受ける場合には、本人会員は、再発行手数料として再発行 1 回につき 500 円(税別)を負担するものとします。</u></p>	<p>第 9 条(費用の負担)</p> <p>本人会員のご都合による第 7 条第 1 項以外のお支払方法により発生した入金費用(送金手数料等)、公租公課は、本人会員が負担するものとします。但し、退会した場合でも同様に本人会員が負担するものとします。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>
<p>第 10 条(反社会的勢力の排除)</p> <p>1. (イ)～(リ) (略)</p> <p><u>(ヌ)テロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者</u></p> <p><u>(ル)その他(イ)から(ヌ)に準ずる者</u></p> <p>2. ～ 3. (略)</p>	<p>第 10 条(反社会的勢力の排除)</p> <p>1. (イ)～(リ) (略)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p><u>(ヌ)その他(イ)から(リ)に準ずる者</u></p> <p>2. ～ 3. (略)</p>
<p>第 11 条(退会及びカードの利用停止と返却)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 会員が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合は、当社は、何らの通知、催告を要せずして、<u>カード及び第 18 条第 5 項に定める付帯サービス</u>の利用停止又は会員の資格を取り消すことができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。その場合、当社の指示す</p>	<p>第 11 条(退会及びカードの利用停止と返却)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 会員が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合は、当社は、何らの通知、催告を要せずして、カードの利用停止又は会員の資格を取り消すことができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。その場合、当社の指示する方法に従いカードを返却するものと</p>

る方法に従いカードを返却するものとします。

(イ)カードの申込もしくはその他の当社への申込、申告、届出などに際し、氏名、住所、勤務先、年収、家族構成等、会員の特定、信用状況の判断に係る事実について虚偽の申告をした場合。

(ロ)～(ホ) (略)

(ヘ)現金化を目的とした商品・サービスの購入の疑い等、会員のカード利用状況が不相当又は不審であると当社が判断した場合、又は第 32 条第 1 項に定めるキャッシングサービス、暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスの利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなった場合。

(ト) (略)

(チ)会員が第 10 条第 1 項若しくは第 2 項のいずれかに該当した場合、第 10 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又は第 10 条第 3 項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであって、当社とのカード会員契約を継続することが不適切であると当社が認めるとき。

(リ)会員が本人会員として当社から複数のクレジットカードを貸与されている場合、他のクレジットカードにおいて上記(イ)から(チ)の事項のいずれかに該当する事由が生じたとき。

(ヌ)住所変更の届出を怠る等、会員の責に帰すべき事由により会員の所在が不明となり、当社が会員への通知連絡について不能と判断した場合、又は本人会員が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社から本人会員への連絡が困難と判断した場合。

(ル)本人会員が当社と締結した各種取引において、期限の利益を喪失した場合。

(ヲ)その他、当社が会員として不適格と判断した

ます。

(イ)カードの申込に際し、氏名、住所、勤務先、年収、家族構成等、会員の特定、信用状況の判断に係る事実について虚偽の申告をした場合。

(ロ)～(ホ) (略)

(ヘ)現金化を目的とした商品・サービスの購入の疑い等、会員のカード利用状況が不相当又は不審であると当社が判断した場合。

(ト) (略)

(チ)会員が第 10 条第 1 項若しくは第 2 項のいずれかに該当した場合、第 10 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又は第 10 条第 3 項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであって、当社とのクレジットカード会員契約を継続することが不適切であると当社が認めるとき。

(リ)会員が本人会員として当社から複数のカードを貸与されている場合、他のカードにおいて上記(イ)から(チ)の事項のいずれかに該当する事由が生じたとき。

(ヌ)住所変更の届出を怠る等、会員の責に帰すべき事由により会員の所在が不明となり、当社が会員への通知連絡について不能と判断した場合。

(新設)

(ル)その他、当社が会員として不適格と判断した

<p>場合。</p> <p>3. 第1項及び第2項の場合、当該会員は以下の事項に同意するものとします。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ)第24条第3項に定める継続的に発生する各種利用料金の決済にカードを利用している場合、会員は<u>カード情報</u>等を登録した加盟店に対して速やかに決済方法の変更手続きを行うこと、及びこの変更手続きを行わないことにより、当該加盟店<u>から当社が</u>継続的な各種利用料金の代金債権を譲り受けた場合はこれをお支払いいただくこと。</p> <p><u>(ハ)会員資格を喪失した場合は、付帯サービスを利用する権利を喪失すること。</u></p> <p>4. (略)</p> <p>5. 本人会員は、退会後あるいは会員資格の取消後においても、カードを利用し又は利用されたとき(<u>カード</u>番号の使用を含む)は当該利用によって生じたカード利用代金等について全て支払いの責を負うものとします。</p>	<p>場合。</p> <p>3. 第1項及び第2項の場合、当該会員は以下の事項に同意するものとします。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ)第24条第3項に定める継続的に発生する各種利用料金の決済にカードを利用している場合、会員は<u>会員番号</u>等を登録した加盟店に対して速やかに決済方法の変更手続きを行うこと、及びこの変更手続きを行わないことにより、当該加盟店<u>より</u>継続的な各種利用料金の代金債権を譲り受けた場合はこれをお支払いいただくこと。</p> <p>(新設)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. 本人会員は、退会後あるいは会員資格の取消後においても、カードを利用し又は利用されたとき(<u>会員</u>番号の使用を含む)は当該利用によって生じたカード利用代金等について全て支払いの責を負うものとします。</p>
<p>第12条(期限の利益喪失)</p> <p>1. (略)</p> <p>(イ)ショッピングサービス(1回払いを除く)の利用代金の支払いを遅滞し、当社から20日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。</p> <p>(ロ)キャッシングサービス、<u>又はショッピングサービスの1回払い</u>の利用代金の支払いを1回でも遅滞したとき。</p> <p>(ハ)～(ヘ) (略)</p> <p>2. ～ 3. (略)</p>	<p>第12条(期限の利益喪失)</p> <p>1. (略)</p> <p>(イ)ショッピングサービス(1回払いを除く)の<u>ご</u>利用代金の支払いを遅滞し、当社から20日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。</p> <p>(ロ)キャッシングサービスの<u>ご</u>利用代金の支払いを1回でも遅滞したとき。</p> <p>(ハ)～(ヘ) (略)</p> <p>2. ～ 3. (略)</p>
<p>第13条(カード利用の一時停止等)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 当社は、会員がカード利用可能枠を超えた利用をした場合又は利用しようとした場合、カード利用可能枠内であっても短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不適當、不審</p>	<p>第13条(カード利用の一時停止等)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 当社は、会員がカード利用可能枠を超えた利用をした場合又は利用しようとした場合、カード利用可能枠内であっても短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不適當、不審</p>

<p>な場合、若しくは延滞が発生する等の利用代金の支払状況等の事情によっては、カードの利用を一時的にお断りすることがあります。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 当社は、会員が第 10 条第 1 項又は第 2 項に定める事項に違反している疑いがあると認めた場合には、申込者によるカードの入会申込みを謝絶、又は本契約に基づくカードの利用を一時的に停止することができ、この場合には、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができず、会員は当社に対して何らの損害賠償請求もできないものとします。</p> <p>5. (略)</p> <p>6. <u>当社は、カード及びカード情報の第三者による不正使用の可能性があると当社が判断した場合、会員への事前通知なしに、カードの利用を保留、もしくは一定期間制限又はお断りすることがあります。</u></p>	<p>な場合、若しくは延滞が発生する等のご利用代金の支払状況等の事情によっては、カードの利用を一時的にお断りすることがあります。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 当社は、会員が第 10 条第 1 項又は第 2 項に定める事項に違反している疑いがあると認めた場合には、申込者による<u>クレジット</u>カードの入会申込みを謝絶、又は本契約に基づく<u>クレジット</u>カードの利用を一時的に停止することができ、この場合には、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、<u>クレジット</u>カード利用を行うことができず、会員は当社に対して何らの損害賠償請求もできないものとします。</p> <p>5. (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>第 14 条(遅延損害金)</p> <p>1. 約定支払日に支払債務の履行がない場合は、お支払元金(分割払いは分割支払金、<u>ショッピングサービスのリボルビング払いについてはその手数料を除きます。</u>)に対して当該約定支払日の翌日から完済に至るまで、第 27 条第 1 項に定めるショッピングサービスは年 14.6%、第 32 条第 1 項に定めるキャッシングサービス(キャッシング(1 回払い)、キャッシングリボ)は年 20.0%の割合で遅延損害金を申し受けます。<u>但し、ショッピングサービスの 2 回払い・ボーナス一括払い・分割払いは支払債務の残金全額に対し年 6.0%で計算された額を超えないものとします。</u></p> <p>2. 本規約に基づく債務において期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失日の翌日から完済に至るまで、支払債務の残<u>金</u>全額に対して、第 27 条第 1 項に定めるショッピングサービスの 1 回払い・リボルビング払いは年 14.6%、2 回払い・ボーナス一括払い・分割払いは年 6.0%、第 32 条第</p>	<p>第 14 条(遅延損害金)</p> <p>1. 約定支払日に支払債務の履行がない場合は、お支払元金(分割払いは分割支払金)に対して当該約定支払日の翌日から完済に至るまで、第 27 条第 1 項に定めるショッピングサービスの <u>1 回払い・リボルビング払いは年 14.6%、2 回払い・ボーナス一括払い・分割払いは年 6.0%</u>、第 32 条第 1 項に定めるキャッシングサービス(キャッシング(1 回払い)、キャッシングリボ)は年 20.0%の割合で遅延損害金を申し受けます。</p> <p>2. 本規約に基づく債務において期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失日の翌日から完済に至るまで、支払債務の<u>元金</u>残全額に対して、第 27 条第 1 項に定めるショッピングサービスの 1 回払い・リボルビング払いは年 14.6%、2 回払い・ボーナス一括払い・分割払いは年 6.0%、第 32 条第</p>

<p>1 項に定めるキャッシングサービス(キャッシング(1 回払い)・キャッシングリボ)は年 20.0%の割合で遅延損害金を申し受けます。</p> <p>3. 前二項いずれも計算方法は、<u>年 365 日(うるう年は年 366 日)</u>の日割計算とします。</p>	<p>1 項に定めるキャッシングサービス(キャッシング(1 回払い)・キャッシングリボ)は年 20.0%の割合で遅延損害金を申し受けます。</p> <p>3. 前二項いずれも計算方法は、日割計算とします。</p>
<p>第 15 条(カードの紛失・盗難、再発行等)</p> <p>1. 万一会員がカードを盗難、詐取、<u>横領もしくはカード情報を不正取得</u>(以下総称して「盗難」といいます。)され、又は紛失その他の事由により他人に不正<u>使</u>用された場合の損害は、当社が別に定めるカード会員保障制度規約の定めにより、その損害金の全額もしくは一部が保障されます。</p> <p>2. (略)</p>	<p>第 15 条(カードの紛失・盗難、再発行等)</p> <p>1. 万一会員がカードを盗難、詐取<u>もしくは</u>横領(以下総称して「盗難」といいます。)され、又は紛失その他の事由により他人に不正<u>利</u>用された場合の損害は、当社が別に定めるカード会員保障制度規約の定めにより、その損害金の全額もしくは一部が保障されます。</p> <p>2. (略)</p>
<p>第 16 条(届出事項の変更)</p> <p>1. <u>本人</u>会員が当社に届出た届出事項に変更があった場合は、直ちに当社あてに所定の変更手続きをしていただきます。</p> <p>2. ～ 4. (略)</p>	<p>第 16 条(届出事項の変更)</p> <p>1. 会員が当社に届出た届出事項に変更があった場合は、直ちに当社あてに所定の変更手続きをしていただきます。</p> <p>2. ～ 4. (略)</p>
<p>第 18 条(その他承認事項)</p> <p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. 会員は、当社が会員に貸与したカードが偽造、変造等された場合又はカード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼に協力すること、及び当社が当該カードを回収し、<u>カード</u>番号の異なるカードを発行することに同意するものとします。</p> <p><u>4. 第 13 条第 6 項の場合に、当社がカードを無効化のうえカードの再発行手続きをとることがあることに同意するものとします。</u></p> <p><u>5.</u> 会員は、当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービス(以下「付帯サービス」といいます。)を利用する場合、付帯サービスの利用に関する規定等があるときは、それに従うこと、また、当社が必要と認められた場合、付帯サービスを改廃できることに同意するものとします。</p> <p><u>6.</u> 会員は、当社が会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 12 条第 3 項第 1 号又は第 2 号に掲げる者に該当する可能性があ</p>	<p>第 18 条(その他承認事項)</p> <p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. 会員は、当社が会員に貸与したカードが偽造、変造等された場合又はカード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼に協力すること、及び当社が当該カードを回収し、<u>会員</u>番号の異なるカードを発行することに同意するものとします。</p> <p>(新設)</p> <p><u>4.</u> 会員は、当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービス(以下「付帯サービス」といいます。)を利用する場合、付帯サービスの利用に関する規定等があるときは、それに従うこと、また、当社が必要と認められた場合、付帯サービスを改廃できることに同意するものとします。</p> <p><u>5.</u> 会員は、当社が会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 12 条第 3 項第 1 号又は第 2 号に掲げる者に該当する可能性があ</p>

<p>ると判断した場合には、当社は所定の追加確認を行うことがあることに同意するものとします。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、会員に対する通知を行うことなくカード利用の停止の処置をすることがあります。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、会員に対する通知を行うことなく、キャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。</p>	<p>ると判断した場合には、当社は所定の追加確認を行うことがあることに同意するものとします。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、会員に対する通知を行うことなくカード利用の停止の処置をすることがあります。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、会員に対する通知を行うことなく、キャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。</p>
<p>第 23 条(規約の改定並びに承認)</p> <p>本規約の一部もしくは全てを改定する場合は、当社ホームページ (http://www.aoyama-card.co.jp) での告知その他当社所定の方法により本人会員にその内容をお知らせいたします。当該お知らせ後に会員がカードを利用したとき又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、規約の改定を承認いただいたものとします。</p>	<p>第 23 条(規約の改定並びに承認)</p> <p>本規約の一部もしくは全てを改定する場合は、当社ホームページ (http://www.aoyama-card.co.jp) での告知その他当社所定の方法により本人会員にその内容をお知らせいたします。当該お知らせ後に会員がカードを利用したとき又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、規約の改定を承認いただいたものとします。</p>
<p>《ショッピングサービス条項》</p> <p>第 24 条(カード利用方法)</p> <p>1. 会員は次の(イ)～(ハ)に掲げる加盟店にカードを提示し所定の売上票等にカード上の署名と同じ署名をすることにより、商品・権利を購入し、又は役務の提供を受けること(以下「商品等の購入」といいます。)ができます。(以下「ショッピングサービス」といいます。)但し、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります。なお、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・権利・役務等(以下「商品等」といいます。)については、売上票等への署名を省略すること又は署名に代えて加盟店に設置している端末機に暗証番号を入力する方法によること、又はカードの提示及び売上票等への署名に代えて暗証番号、カード情報等カード上に記された情報のいずれか又は両方を入力する等当社が指定する方法により、ショッピングサービスを受けることができるものとします。但し、会員は加盟店でのカード利用に際し、カード番号その他個人情報の窃取・悪用・売上票等の偽造・変造等の危険について士</p>	<p>《ショッピングサービス条項》</p> <p>第 24 条(カード利用方法)</p> <p>1. 会員は次の(イ)～(ハ)に掲げる加盟店にカードを提示し所定の売上票等にカード上の署名と同じ署名をすることにより、商品・権利を購入し、又は役務の提供を受けること(以下「商品等の購入」といいます。)ができます。(以下「ショッピングサービス」といいます。)但し、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります。なお、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・権利・役務等(以下「商品等」といいます。)については、売上票等への署名を省略すること又は署名に代えて加盟店に設置している端末機に暗証番号を入力する方法によること、又はカードの提示及び売上票等への署名に代えて暗証番号、会員番号等カード上に記された情報のいずれか又は両方を入力する等当社が指定する方法により、ショッピングサービスを受けることができるものとします。但し、会員は加盟店でのカード利用に際し、会員番号その他の個人情報の窃取・悪用・売上票等の偽造・変造等について注意するものとし</p>

分に注意するものとします。なお、カードの利用に際しては、原則として当社の承認を必要とします。貴金属・金券等の一部の商品では、カードの利用を制限させていただく場合があります。

(イ)～(ハ) (略)

2. 会員は当社が適当と認めるインターネット等のオンラインによって取引(以下「オンライン取引」といいます。)を行う加盟店については、前項のカード提示、売上票等への署名、又は端末機でカード及び暗証番号を操作する手続きに代えて、カード番号、会員の氏名、住所等の情報をオンラインによって加盟店に送付することにより、ショッピングサービスを受けることができるものとします。
3. 会員は、当社が適当と認めた場合、通信サービス料金等の継続的に発生する各種利用代金の決済(以下「継続的取引」といいます。)についてショッピングサービスを受けることができます。この場合、会員は自らの責任においてカード番号・有効期限等を事前に加盟店に登録するものとし、カードの再発行等により登録したカード番号・有効期限等に変更が生じたとき、もしくは退会・会員資格の取消し等によりカードが無効となったときは、登録した加盟店に対しその旨を通知し決済手段の変更手続を行うものとします。また、会員は、当社が必要であると判断した場合、会員に代わって当社がカード番号・有効期限等の変更情報及びカードの無効情報等を加盟店に対して通知する必要があることを予め承諾するものとします。
4. ショッピングサービスを取り消す場合は、当社所定の手続きによるものとし、現金等での払い戻しはいたしません。なお、ショッピングサービスが取消された場合等における取消処理についても、第7条第2項の規定が準用されます。第7条第2項の時点で適用されるレートと本項の取消し等の場合に適用されるレートは異なる可能性があります。

ます。なお、カードの利用に際しては、原則として当社の承認を必要とします。

(イ)～(ハ) (略)

2. 会員は当社が適当と認めるインターネット等のオンラインによって取引(以下「オンライン取引」といいます。)を行う加盟店については、前項のカード提示、売上票等への署名、又は端末機でカード及び暗証番号を操作する手続きに代えて、カードの会員番号、会員の氏名、住所等の情報をオンラインによって加盟店に送付することにより、ショッピングサービスを受けることができるものとします。
3. 会員は、当社が適当と認めた場合、通信サービス料金等の継続的に発生する各種利用料金の決済(以下「継続的取引」といいます。)についてショッピングサービスを受けることができます。この場合、会員は自らの責任においてカードの会員番号・有効期限等を事前に加盟店に登録するものとし、カードの再発行等により登録した会員番号・有効期限等に変更が生じたとき、もしくは退会・会員資格の取消し等によりカードが無効となったときは、登録した加盟店に対しその旨を通知し決済手段の変更手続を行うものとします。また、会員は、当社が必要であると判断した場合、会員に代わって当社がカードの会員番号・有効期限等の変更情報及びカードの無効情報等を加盟店に対して通知する必要があることを予め承諾するものとします。
4. ショッピングサービスを取り消す場合は、当社所定の手続きによるものとし、現金等での払い戻しはいたしません。

第 25 条(加盟店への連絡等)

会員のカード利用に当たっては、加盟店から当社が照会を受ける場合、また同様に当社から加盟店に照会を行う場合があります。この際、当社は加盟店に対して次の回答・確認・指示を行うことがあり、会員はこれを予め承認するものとします。

1. ～ 3. (略)
4. 前号の場合、会員へのカード貸与を一時停止し、加盟店を通じてカードを当社に返却していただく場合があること。
5. 貴金属、金券等の一部商品については、カードの利用を制限させていただく場合があること。

(削除)

第 25 条(加盟店への連絡等)

会員のカード利用に当たっては、加盟店から当社が照会を受ける場合、また同様に当社から加盟店に照会を行う場合があります。この際、当社は加盟店に対して次の回答・確認・指示を行うことがあり、会員はこれを了承するものとします。

1. ～ 3. (略)
4. 前号の場合、会員へのカード貸与を一時停止し、加盟店を通じてカードを当社に返却していただくこと。
5. 貴金属、金券等の一部商品については、カードの利用を制限させていただく場合があること。

6. 通信料金等、会員が会員番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けている場合、会員番号等の変更情報等を加盟店に通知する場合があること。

第 27 条(支払区分)

1. 会員はショッピングサービスの利用代金の支払いについて、カード利用の際に、1 回払い、2 回払い、3 回以上の分割払い(ボーナス併用分割払いも含む。以下「分割払い」といいます。)、ボーナス一括払い、リボルビング払い(以下、総称して「支払区分」といいます。)のいずれかを指定することができます。但し、加盟店及び商品等によっては、利用できない支払区分、回数があります。なお、支払区分の指定がない場合は、1 回払いとさせていただきます。

2. ～ 3. (略)

4. 会員がリボルビング払いを指定した場合は、次のとおりです。

(イ) (略)

(ロ) 包括信用購入あっせん手数料は、毎月 11 日から翌月 10 日までの日々のリボルビング利用残高に実質年率 15.00%の手数料率を乗じ年 365 日(うるう年は年 366 日)で日割計算した金額を 1 ヶ月分とし、翌々月の約定支払日に後払いしていただきます。但し、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象とし

第 27 条(支払区分)

1. 会員はショッピングサービスのご利用代金の支払いについて、カード利用の際に、1 回払い、2 回払い、3 回以上の分割払い(ボーナス併用分割払いも含む。以下「分割払い」といいます。)、ボーナス一括払い、リボルビング払い(以下、総称して「支払区分」といいます。)のいずれかを指定することができます。但し、加盟店及び商品等によっては、利用できない支払区分、回数があります。なお、支払区分の指定がない場合は、1 回払いとさせていただきます。

2. ～ 3. (略)

4. 会員がリボルビング払いを指定した場合は、次のとおりです。

(イ) (略)

(ロ) 包括信用購入あっせん手数料は、毎月 11 日から翌月 10 日までの日々の現金価格残高に実質年率 15.00%の手数料率を乗じて日割計算した金額を 1 ヶ月分とし、翌々月の約定支払日に後払いしていただきます。但し、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としないものとします。なお、各会員に適用さ

<p>ないものとしします。なお、各会員に適用される手数料率はカード送付時に通知しします。</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>5. 本人会員は、カード利用の際に指定した支払区分のうち、1回払い、2回払い及びボーナス一括払いを当社が定める期間内に申し出を行い、当社が適当と認めた場合にリボルビング払いに変更することができます。その場合、変更後の新たな弁済金は、支払区分の変更を当社が認めた日にリボルビング払いの指定があったものとして前項(イ)(ロ)により計算しします。<u>なお、2回払い分をリボルビング払いに変更する場合には変更の対象となる利用代金は、1回目の支払分に応答する算定日以前に変更の申し出があった場合は当該利用代金の全額とし、当該算定日より後に申し出があった場合は、支払金額として確定した1回目、2回目の各々の利用代金分が対象となるものとしします。</u></p> <p>6. 会員は、手数料が金融情勢等の事情により変動することに異議がないものとしします。また、第23条の規定にかかわらず、当社から手数料の料率変更の通知をした後は、分割払いは変更後のご利用分より、また、リボルビング払いは通知したときにおける<u>利用</u>残高の全額に対して、改定後の手数料が適用されることに、会員は異議がないものとしします。</p>	<p>れる手数料率はカード送付時に通知<u>されるもの</u>としします。</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>5. 本人会員は、カード利用の際に指定した支払区分のうち、1回払い、2回払い及びボーナス一括払いを当社が定める期間内に申し出を行い、当社が適当と認めた場合にリボルビング払いに変更することができます。その場合、変更後の新たな弁済金は、支払区分の変更を当社が認めた日にリボルビング払いの指定があったものとして前項(イ)(ロ)により計算しします。</p> <p>6. 会員は、手数料が金融情勢等の事情により変動することに異議がないものとしします。また、第23条の規定にかかわらず、当社から手数料の料率変更の通知をした後は、分割払いは変更後のご利用分より、また、リボルビング払いは通知したときにおける<u>現金価格</u>残高の全額に対して、改定後の手数料が適用されることに、会員は異議がないものとしします。</p>
<p>第28条(商品の所有権)</p> <p>商品の所有権は、ショッピングサービスの<u>利用</u>により生じた加盟店の会員に対する債権を当社が加盟店から譲り受けるに伴って、加盟店から当社に移転し、当該商品にかかわる債務が完済されるまで当社に留保されることを会員は認めるとともに、次の事項を遵守するものとしします。</p> <p>(イ)～(ロ) (略)</p>	<p>第28条(商品の所有権)</p> <p>商品の所有権は、ショッピングサービスにより生じた加盟店の会員に対する債権を当社が加盟店から譲り受けるに伴って、加盟店から当社に移転し、当該商品にかかわる債務が完済されるまで当社に留保されることを会員は認めるとともに、次の事項を遵守するものとしします。</p> <p>(イ)～(ロ) (略)</p>
<p>第30条(支払停止の抗弁)</p> <p>1. 会員は、2回払い、分割払い、ボーナス一括払い、リボルビング払いのショッピングサービス利用による商品等の購入等下記事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当社に対し</p>	<p>第30条(支払停止の抗弁)</p> <p>1. 会員は、2回払い、分割払い、ボーナス一括払い、リボルビング払いのショッピングサービス利用による商品等の購入等下記事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当社に対し</p>

<p>当該事由に係る商品等について支払いを停止することができるものとします。</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p> <p>2. ～ 4. (略)</p> <p>5. 第 1 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。 (イ) <u>ショッピングサービスの利用</u>が割賦販売法第 35 条の 3 の 60 第 1 項に該当するとき。</p> <p>(ロ)～(リ) (略)</p> <p>6. 会員は、当社が利用代金の残額から第 1 項による支払いの停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後の利用代金の支払いを継続していただきます。</p>	<p>当該事由に係る<u>現金価格</u>(商品等<u>の購入代金又は対価</u>)について支払いを停止することができるものとします。</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p> <p>2. ～ 4. (略)</p> <p>5. 第 1 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。 (イ) <u>商品・権利の販売及び権利の提供</u>が割賦販売法第 35 条の 3 の 60 第 1 項に該当するとき。</p> <p>(ロ)～(リ) (略)</p> <p>6. 会員は、当社が<u>ご</u>利用代金の残額から第 1 項による支払いの停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後の<u>ご</u>利用代金の支払いを継続していただきます。</p>
<p>《キャッシングサービス条項》</p> <p>第 32 条(キャッシングサービスの取引を行う目的・利用方法)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 1 回当たりの融資額は当社が認める場合を除き、原則として 10,000 円単位とします。但し、<u>前項</u>(ハ)の方法による場合、及び当社が認める場合に限り 1,000 円単位とします。</p> <p>3. ～ 5. (略)</p> <p>6. 約定支払日に利用代金の決済が遅延した場合など当社が相当と判断した場合は、キャッシングサービスの利用をお断りし、またカード貸与を一時停止することがあります。</p> <p>7. キャッシングサービスの利用及びそのお支払いを CD・ATMで行う場合、本人会員は当社所定の利用手数料(但し、利息制限法施行令第 2 条に定める額を上限とします。)を負担するものとします。</p>	<p>《キャッシングサービス条項》</p> <p>第 32 条(キャッシングサービスの取引を行う目的・利用方法)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 1 回当たりの融資額は当社が認める場合を除き、原則として 10,000 円単位とします。但し前項(ハ)の方法による場合、及び当社が認める場合に限り 1,000 円単位とします。</p> <p>3. ～ 5. (略)</p> <p>6. 約定支払日に<u>ご</u>利用代金の決済が遅延した場合など当社が相当と判断した場合は、キャッシングサービスの利用をお断りし、またカード貸与を一時停止することがあります。</p> <p>7. キャッシングサービスの<u>ご</u>利用及びそのお支払いを CD・ATMで行う場合、本人会員は当社所定の利用手数料(但し、利息制限法施行令第 2 条に定める額を上限とします。)を負担するものとします。</p>
<p>第 33 条(キャッシングサービスの利率等)</p> <p>1. キャッシングサービスによる融資金(以下「融資金」といいます。)及び利息の支払方法は、ご利用の都度、1 回払い(以下「キャッシング(1 回払い)」)</p>	<p>第 33 条(キャッシングサービスの利率等)</p> <p>1. キャッシングサービスによる融資金(以下「融資金」といいます。)及び利息の<u>お</u>支払方法は、ご利用の都度、1 回払い(以下「キャッシング(1 回払</p>

<p>といいます。)又はリボルビング払い(以下「キャッシングリボ」といいます。)のいずれかを指定します。但し、日本国外でキャッシングサービスをご利用の場合、支払方法はキャッシング(1回払い)に限ります。なお、当社が指定するカードは、キャッシング(1回払い)及び日本国外でキャッシングサービスがご利用できない場合があります。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 利息は、締切日の融資金残高に対し前回の約定支払日の翌日から次回の約定支払日までの<u>年365日(うるう年は年366日)</u>の日割計算とします。但し、<u>初回</u>利息は、利用日の翌日から<u>初回</u>約定支払日までの日割計算によって計算された金額とします。<u>また、キャッシングリボの場合には、利用日に返済いただく場合は、1日分の利息をお支払いいただけます。</u>なお、融資利率が利息制限法第1条に規定する利率を超える場合は、超える部分について会員に支払い義務はありません。</p> <p>4. (略)</p>	<p>い)」といいます。)又はリボルビング払い(以下「キャッシングリボ」といいます。)のいずれかを指定します。但し、日本国外でキャッシングサービスをご利用の場合、<u>お</u>支払方法はキャッシング(1回払い)に限ります。なお、当社が指定するカードは、キャッシング(1回払い)及び日本国外でキャッシングサービスがご利用できない場合があります。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 利息は、<u>毎月</u>締切日の融資金残高に対し前回の約定支払日の翌日から次回の約定支払日までの日割計算とします。但し、<u>第1回目</u>の利息は、<u>ご利用日(キャッシング(1回払い)についてはご利用日の翌日)</u>から<u>第1回目</u>の約定支払日までの日割計算によって計算された金額とします。なお、融資利率が利息制限法第1条に規定する利率を超える場合は、超える部分について会員に支払い義務はありません。</p> <p>4. (略)</p>
<p>第34条(キャッシングサービスの返済方法等)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. キャッシングリボの返済については次のとおりとします。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 毎月の返済額は、後記「<<キャッシングサービスのご案内>>」に定める返済元金と第33条に定める利率により当社所定の方法で計算された利息との合計金額とします。但し、<u>キャッシングリボの融資金残高が上記返済元金に満たない場合は、その融資金残高を元金とします。</u></p> <p>(ハ) <u>本人会員から申込みがあり、当社が認めた場合は、返済方法及び返済元金を変更することができます。</u></p> <p>3. (略)</p>	<p>第34条(キャッシングサービスの返済方法等)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. キャッシングリボの返済については次のとおりとします。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 毎月の返済額は、後記「<<キャッシングサービスのご案内>>」に定める返済元金と第33条に定める利率により当社所定の方法で計算された利息との合計金額とします。但し、<u>前月10日に融資金残高が上記返済元金に満たない場合は、その融資金残高を元金とします。</u></p> <p>(ハ) <u>返済方法及び返済元金変更のお申し出については、当社所定の方法により当社へお申し込みいただき、当社が<u>適当と</u>認めた場合に<u>変更</u>できます。</u></p> <p>3. (略)</p>
<p>第35条(早期返済の場合の特約)</p> <p><u>本人</u>会員は、約定支払日前であっても当社所定の</p>	<p>第35条(早期返済の場合の特約)</p> <p>会員は、約定支払日前であっても、<u>当社所定の返</u></p>

<p>返済方法により、融資金残高の全部又は一部をお支払いできます。</p>	<p><u>済日</u>に当社所定の返済方法により、融資金残高の全部又は一部をお支払いできます。</p>
<p>第 36 条(ご利用・ご返済にかかる書面交付)</p> <p>1. 当社は、貸金業法第 17 条及び同法第 18 条に基づき交付する書面(電磁的方法による場合を含む)を、キャッシングサービスのご利用・ご返済の都度交付する<u>もの</u>とします。但し、<u>当社が当該書面に代えて毎月一括記載により書面を交付することについての承諾を本人会員から得た場合には、毎月一括記載により交付することができるもの</u>とします。</p> <p>2. (略)</p>	<p>第 36 条(ご利用・ご返済にかかる書面交付)</p> <p>1. 当社は、貸金業法第 17 条及び同法第 18 条に基づき交付する書面(電磁的方法による場合を含む)を、キャッシングサービスのご利用・ご返済の都度交付する<u>か、又は、毎月「ご利用明細書」にて一括記載により交付するかを任意に選択できるもの</u>とします。但し、<u>会員が貸金業法第 17 条第 1 項に規定された書面の都度交付を申し出た場合は、その申し出に基づき当該書面を交付するもの</u>とします。</p> <p>2. (略)</p>
<p>《リボカード特約》</p> <p>第 2 条(ショッピングサービス支払区分)</p> <p>リボカードによる<u>ショッピングサービス</u>の支払区分は、<u>会員がリボカード利用の際に指定した支払区分にかかわらず、リボルビング払いを指定したものと</u>します。但し、<u>会員が分割払いを指定した場合は、その利用代金の支払区分は会員が指定したところによるもの</u>とします。また、指定外の加盟店又は、その他当社が指定したものにリボカードを利用した場合、1 回払いとなります。</p>	<p>《リボカード特約》</p> <p>第 2 条(利用代金の支払い)</p> <p>1. リボカードの<u>ご利用代金</u>の支払区分は、<u>会員規約第 27 条に定めるリボルビング払いを指定したものと</u>します。但し、指定外の加盟店又は、その他当社が指定したものにリボカードを利用した場合、1 回払いとなることがあります。また、<u>会員がリボカード利用の際に 2 回払い、ボーナス一括払いを指定した場合、そのご利用代金の支払区分は会員が指定したところによるもの</u>とします。</p> <p>2. <u>会員は、当社の指定する加盟店において、リボカードによりカードと同様の方法で商品の購入、サービスの提供等を受けることができます。但し、リボカードによっては 1 回払いの指定はできないもの</u>とします。</p>
<p>(削除)</p>	<p>第 3 条(リボカードの所有権等)</p> <p><u>リボカードの所有権・有効期限・更新・解約は、会員規約の各該当条項を準用することとします。</u></p>
<p>第 3 条(会員規約の適用)</p> <p>本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。</p>	<p>第 4 条(会員規約の適用)</p> <p>本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。</p>
<p>《立替払加盟店利用特約》</p> <p>第 1 条(本特約の主旨)</p> <p>1. 本特約は、株式会社青山キャピタル(以下「当社」といいます。)又は<u>Papasカード Mamasカード</u></p>	<p>《立替払加盟店利用特約》</p> <p>第 1 条(本特約の主旨)</p> <p>1. 本特約は、株式会社青山キャピタル(以下「当社」といいます。)又は<u>会員規約</u>第 24 条第 1 項(口)</p>

<p><u>会員規約(以下「会員規約」といいます。)</u>第 24 条 第 1 項(ロ)(ハ)のクレジット会社・金融機関等と加盟店間との契約が債権譲渡契約ではなく立替払い契約の場合、当該加盟店(以下「立替払加盟店」といいます。)における<u>ショッピングサービス</u>についての特約を定めたものです。</p> <p>2. <u>立替払加盟店において、会員がショッピングサービスを利用した場合、当社は会員の委託に基づき、会員に代わってショッピングサービスにかかるサービス利用料、ショッピング利用料金等の立替払いをするものとし、会員は予め異議なくこれを承諾します。</u></p>	<p>(ハ)のクレジット会社・金融機関等と加盟店間との契約が債権譲渡契約ではなく立替払い契約の場合、当該加盟店(以下「立替払加盟店」といいます。)における<u>現金価格(サービス利用料、ショッピング利用料金等)のカードでの決済</u>についての特約を定めたものです。</p> <p>2. <u>立替払加盟店において、会員はカードを提示することにより、又は通信販売、オンライン取引等の方法により、ショッピングサービスを受けることができるものとします。</u></p> <p>3. <u>前項の場合、当社は会員の委託に基づき、会員に代わって現金価格の立替払いをするものとし、会員は予め異議なくこれを承諾します。</u></p>
<p>第 2 条(本特約の適用範囲)</p> <p>1. 第 1 条に基づくサービス利用料、ショッピング利用料金等の立替払いにおいては、<u>会員規約のうち、加盟店からの債権譲渡の承諾</u>に関する条項は適用されないものとします。</p> <p>2. 本特約に定めのない事項については、<u>会員規約を適用する</u>ものとします。</p>	<p>第 2 条(本特約の適用範囲)</p> <p>1. 第 1 条に基づくサービス利用料、ショッピング利用料金等の立替払いにおいては、<u>当社の定める</u>会員規約のうち、加盟店からの債権譲渡の<u>承認</u>に関する条項は適用されないものとします。</p> <p>2. 本特約に定めのない事項については<u>すべて</u>会員規約が適用されるものとします。</p>
<p>第 3 条(求償金債権、債務)</p> <p><u>本人</u>会員は、第 1 条の委託に基づき当社が加盟店より請求を受けた会員の<u>サービス利用料、ショッピング利用料金等</u>を立替払いした場合、当社が<u>本人</u>会員に対して取得する求償金債権を会員規約のショッピングサービス条項に基づく譲受債権と同様に会員規約に基づき当社に対して支払うものとします。</p>	<p>第 3 条(求償金債権、債務)</p> <p>会員は、第 1 条の委託に基づき当社が加盟店より請求を受けた会員の<u>現金価格</u>を立替払いした場合、当社が会員に対して取得する求償金債権を会員規約のショッピングサービス条項に基づく譲受債権と同様に会員規約に基づき当社に対して支払うものとします。</p>
<p>《<u>ショッピングサービス</u> リボルビング払いのご案内》</p> <p>1. ~ 2. (略)</p> <p><u>※包括信用購入あっせんの手数料計算期間が通常年とうるう年をまたぐ場合は、計算期間をそれぞれの年に分け、通常年は 365 日でうるう年は 366 日で計算します。</u></p>	<p>《<u>ショッピングリボルビング払いのご案内</u>》</p> <p>1. ~ 2. (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>《<u>カード保障制度規約(盗難保険)</u>》</p> <p>第 4 条(てん補されない損害)</p> <p>次のいずれかに該当する場合には、損害の全額を会</p>	<p>《<u>カード保障制度規約(盗難保険)</u>》</p> <p>第 4 条(てん補されない損害)</p> <p>次のいずれかに該当する場合には、損害の全額を会</p>

<p>員が負担するものとします。</p> <p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. カード会員規約第2条第4項に違反して第三者にカード又はカード情報を使用された場合。</p> <p>4. カード会員規約のいずれかに違反した場合。</p> <p>5. ～ 6. (略)</p> <p>7. 当社が会員から盗難・紛失の通知を受理した日の61日以前に生じた不正使用の場合。</p> <p>8. 会員が当社の請求する書類を提出しない、もしくは提出した書類に不正の表示をした場合、又は当社が行う被害状況の調査に協力せず、また損害防止軽減のための努力を行わなかった場合。</p> <p>9. カード使用の際、登録した暗証番号が使用された場合。但し、<u>カード会員規約第4条第3項但し書きに該当する場合を除きます。</u></p> <p>10. (略)</p> <p><u>11. 第3条第1項に定める届出・提出において虚偽の申告があった場合、又は故意もしくは過失により届出・提出を行わなかった場合もしくは遅滞した場合。</u></p> <p><u>12. その他、会員が当社の指示に従わなかった場合。</u></p>	<p>員が負担するものとします。</p> <p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. カード会員規約第2条第4項に違反して第三者にカードを使用された場合。</p> <p>4. カード会員規約に違反している状況において、<u>盗難・紛失が生じた場合。</u></p> <p>5. ～ 6. (略)</p> <p>7. 当社が会員から盗難・紛失の通知を当社が受理した日の61日以前に生じた不正使用の場合。</p> <p>8. 会員が当社の請求する書類を提出しない、提出した書類に不正の表示をした場合、又は当社が行う被害状況の調査に協力せず、また損害防止軽減のための努力を行わなかった場合。</p> <p>9. カード使用の際、登録した暗証番号が使用された場合。但し、<u>当社に責がある場合は除きます。</u></p> <p>10. (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>11. その他、会員が当社の指示に従わなかった場合。</u></p>
<p>《個人情報取扱いに関する同意規約》 第3条(指定信用情報機関への登録・利用)</p> <p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. 当社が加盟する指定信用情報機関の名称、住所、お問合せ電話番号、登録情報、登録期間は下記のとおりです。 【株式会社シー・アイ・シー (CIC)】(割賦販売法に基づく指定信用情報機関、貸金業法に基づく指定信用情報機関) 住所：東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15階 〒160-8375 フリーダイヤル：0120-810-414 ホームページアドレス：http://www.cic.co.jp/ 登録情報：(略) 登録期間：(略)</p>	<p>《個人情報取扱いに関する同意規約》 第3条(指定信用情報機関への登録・利用)</p> <p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. 当社が加盟する指定信用情報機関の名称、住所、お問合せ電話番号、登録情報、登録期間は下記のとおりです。 【株式会社シー・アイ・シー (CIC)】(割賦販売法に基づく指定信用情報機関、貸金業法に基づく指定信用情報機関) 住所：東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15階 〒160-8375 フリーダイヤル：0120-810-414 ホームページアドレス：http://www.cic.co.jp/ 登録情報：(略) 登録期間：(略)</p>

【株式会社日本信用情報機構（JICC）】(貸金業法に基づく指定信用情報機関)

住所：東京都台東区北上野一丁目 10 番 14 号 住友不動産上野ビル 5 号館
〒110-0014

TEL：0570-055-955

ホームページアドレス：<http://www.jicc.co.jp/>

登録情報：(略)

登録期間：(略)

4. 当社が加盟する株式会社シー・アイ・シー及び株式会社日本信用情報機構が提携する個人信用情報機関の名称、住所、お問合せ電話番号は、下記のとおりです。

【全国銀行個人信用情報センター】

住所：東京都千代田区丸の内 1-3-1 〒100-8216 (建物建替えのため、平成 32 年度まで東京都千代田区丸の内 2-5-1 に仮移転しております。仮移転先から戻る期日については、決定次第、同センターのホームページに掲載されません。)

TEL：03-3214-5020

ホームページアドレス：

<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

5. ～ 6. (略)

《Papacard Mamascard AOYAMAポイント規約》

Papacard Mamascard 会員(以下「本会員」といいます。)及び配偶者カード会員(以下本会員と配偶者会員の両者を「会員」といいます。)が、青山商事株式会社(以下「青山商事」といいます。)が運営する洋服の青山(以下「洋服の青山」といいます。)で商品を購入し、又は株式会社青山キャピタル(以下「当社」といいます。)の加盟店並びに当社と提携したクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店、マスターカードに加盟するクレジット会社・金融機関等が契約した国内加盟店(以下総称して「加盟店」といいます。)でPapacard Mamascardによるカードショッピングを利用した

【株式会社日本信用情報機構（JICC）】(貸金業法に基づく指定信用情報機関)

住所：東京都千代田区神田東松下町 41-1
〒101-0042

TEL：0570-055-955

ホームページアドレス：<http://www.jicc.co.jp/>

登録情報：(略)

登録期間：(略)

4. 当社が加盟する株式会社シー・アイ・シー及び株式会社日本信用情報機構が提携する個人信用情報機関の名称、住所、お問合せ電話番号は、下記のとおりです。

【全国銀行個人信用情報センター】

住所：東京都千代田区丸の内 1-3-1 〒100-8216 (建物建替えのため、平成 32 年度まで東京都千代田区丸の内 2-5-1 に仮移転しております。仮移転先から戻る期日については、決定次第、同センターのホームページに掲載されません。)

TEL：03-3214-5020

ホームページアドレス：

<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

5. ～ 6. (略)

《Papacard Mamascard AOYAMAポイント規約》

Papacard Mamascard 会員(以下「本会員」といいます。)及び配偶者カード会員(以下本会員と配偶者会員の両者を「会員」といいます。)が、青山商事株式会社(以下「青山商事」といいます。)が運営する洋服の青山で商品を購入し、又は株式会社青山キャピタル(以下「当社」といいます。)の加盟店並びに当社と提携したクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店、マスターカードに加盟するクレジット会社・金融機関等が契約した国内加盟店(以下総称して「加盟店」といいます。)でPapacard Mamascardによるカードショッピングを利用した場合は、洋服の青山は、以下の規定に従って、AOYAMAポイ

場合は、洋服の青山は、以下の規定に従って、AOYAMAポイント(以下「ポイント」といいます。)を付与するものとします。

第1条(ポイントの対象・付与・管理)

- 洋服の青山での商品の購入代金(税込)の全部又は一部につき下記の支払方法を利用した決済に対し、精算時に100円(税込)につき4ポイント(100円(税込)未満は切捨て)を付与します。なお、2018年9月30日までは、本会員の誕生日における下記の支払方法を利用した決済に対しては、100円(税込)につき8ポイント(100円(税込)未満は切捨て)を付与します。但し、2018年10月1日より、会員が、Papasカード Mamasカード以外の青山商事が指定する洋服の青山の特典(割引及びポイント)を付帯したクレジットカード会員及び洋服の青山が発行運営するAOYAMA CLUBカード(現金ポイントカード)会員(以下総称して「青山グループカード会員」といいます。)でもある場合、又は、会員の同伴者が、青山商事が指定する青山グループカード会員である場合であって、精算時に会員が、割引適用となるカードを会員又は同伴者の青山グループカードのうちいずれかを指定し適用することを申し出た場合は、会員の申し出たカードにつき下記の支払方法を利用した決済に対し、100円(税込)につき4ポイント(100円(税込)未満は切捨て)を付与するものとします。なお、会員の申し出たカードがAOYAMA CLUBカード(現金ポイントカード)の場合、下記の支払方法を利用した決済にかかわらず、100円(税込)につき1ポイント(100円(税込)未満は切捨て)を付与します。

<支払方法>

現金、電子マネー(PiTaPa・ICOCA)、AOYAMAギフトカード、小切手、デビットカードでの支払い、又はPapasカード Mamasカードでのカードショッピング決済。

ント(以下「ポイント」といいます。)を付与するものとします。

第1条(ポイントの対象・付与・管理)

- 洋服の青山での商品の購入代金(税込)の全額又は一部につき下記の支払方法を利用した決済に対し、100円(税込)につき4ポイント(100円(税込)未満は切捨て)を付与します。また、本会員の誕生日における下記の支払方法を利用した決済に対しては、100円(税込)につき8ポイント(100円(税込)未満は切捨て)を付与します。

<支払方法>

現金、電子マネー(PiTaPa・Suica(但し、2017年9月30日までの支払いの場合)・ICOCA)、AOYAMAギフトカード、小切手、デビットカードでの支払い、又はPapasカード Mamasカード(以下併せて「カード」といいます。)でのカードショッピング決済。

<p>2. 洋服の青山での商品の購入代金(税込)の全部又は一部につき前項の支払方法以外の支払方法を利用した決済に対し、<u>精算時に</u> 100 円(税込)につき 1 ポイント(100 円(税込)未満は切捨て)を付与します。<u>但し、2018 年 10 月 1 日より、会員が、Papasカード Mamasカード以外の青山商事が指定する青山グループカード会員でもある場合、又は、会員の同伴者が、青山商事が指定する青山グループカード会員である場合であって、精算時に会員が、割引適用となるカードを会員又は同伴者の青山グループカードのうちいずれかを指定し適用することを申し出た場合は、会員の申し出たカードにつき上記の支払方法を利用した決済に対し、100 円(税込)につき 1 ポイント(100 円(税込)未満は切捨て)を付与するものとします。</u></p> <p>3. 洋服の青山以外の加盟店での<u>Papasカード Mamasカード</u>(以下併せて「カード」といいます。)によるカードショッピングのご利用代金に対し、100 円(税込)につき 1 ポイント(100 円(税込)未満は切捨て)を付与します。</p> <p>4. ～ 6. (略)</p>	<p>2. 洋服の青山での商品の購入代金(税込)の全額又は一部金につき前項の支払方法以外の支払方法を利用した決済に対し 100 円(税込)につき 1 ポイント(100 円(税込)未満は切捨て)を付与します。</p> <p>3. 洋服の青山以外の加盟店でのカードによるカードショッピングのご利用代金に対し、100 円(税込)につき 1 ポイント(100 円(税込)未満は切捨て)を付与します。</p> <p>4. ～ 6. (略)</p>
<p>第 3 条(ポイントの対象外商品)</p> <p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. カード年会費、カード再発行手数料、CD・ATM利用手数料等については、ポイント対象外とします。</p>	<p>第 3 条(ポイントの対象外商品)</p> <p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. カード年会費、カード再発行手数料、CD・ATM利用手数料については、ポイント対象外とします。</p>
<p>第 4 条(ポイントの還元方法・還元金の加算・還元申請・還元金の計算)</p> <p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. 第 1 条 1、2 により付与されたポイントは、即時本会員又は青山グループカードの合計ポイントに加算し、次回商品購入時より還元できます。また、第 1 条 3 により付与されたポイントは、当社のカードショッピング利用代金(洋服の青山でのカードのカードショッピング利用代金は除きます。)の締日におけるカードショッピング利用代金の合計額に対し、締日の月末に本会員の合計ポイントに加算し、本会員は加算日以降の商品購入時より還元</p>	<p>第 4 条(ポイントの還元方法・還元金の加算・還元申請・還元金の計算)</p> <p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. 第 1 条 1、2 により付与されたポイントは、即時本会員の合計ポイントに加算し、本会員は次回商品購入時より還元できます。また、第 1 条 3 により付与されたポイントは、当社のカードショッピング利用代金(洋服の青山でのカードのカードショッピング利用代金は除きます。)の締日におけるカードショッピング利用代金の合計額に対し、締日の月末に本会員の合計ポイントに加算し、本会員は加算日以降の商品購入時より還元できます。</p>

<p>できます。</p> <p>4. ～ 5. (略)</p>	<p>4. ～ 5. (略)</p>
<p>第5条(ポイント交換)</p> <p>本会員は、会員モバイルサービスであるキュークリックモバイルの登録会員になることにより、キュークリックモバイルのサイト内でポイントをショップdeポイント、J-WESTポイントへ 100 ポイント単位で交換できるものとします。なお、ポイントの交換方法等については、キュークリックモバイルのサイト内に規定するものとします。</p>	<p>第5条(ポイント交換)</p> <p>本会員は、会員モバイルサービスであるキュークリックモバイルの登録会員になることにより、キュークリックモバイルのサイト内でポイントをSuicaポイント、ショップdeポイント、J-WESTポイントへ 100 ポイント単位で交換できるものとします。<u>但し、Suicaポイントについては2017年9月30日をもって交換を終了します。</u>なお、ポイントの交換方法等については、キュークリックモバイルのサイト内に規定するものとします。</p>